



税務・労務に役立つ NEWS

事務所通信

発行: 館崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

 10
2017

いつもお世話になっております。

秋の気配も次第に濃くなり、穏やかな季節になってきました。

いかがお過ごしでしょうか。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

賃金不払残業に関する監督指導 不払い残業代は総額127億円余り

厚生労働省から、本年8月、「平成28年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果」が公表されました。

この是正結果の公表は、平成14年度から毎年度行われているものです。

今回公表されたのは、全国の労働基準監督署が、賃金不払残業に関する労働者からの申告や各種情報に基づき企業への監督指導を行った結果、昨年4月から本年3月までの期間に不払いだった割増賃金(不払い残業代)が各労働者に支払われたもののうち、その支払額が1企業で合計100万円以上となった事案を取りまとめたものです。



平成28年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果のポイント

- | | |
|----------------------------|------------------------------------|
| (1) 是正企業数 | 1,349 企業 (前年度比 1 企業の増) |
| うち、1,000 万円以上の割増賃金を支払ったのは、 | 184 企業 |
| (2) 支払われた割増賃金合計額 | 127 億 2,327 万円 (同 27 億 2,904 万円の増) |
| (3) 対象労働者数 | 9 万 7,978 人 (同 5,266 人の増) |
| (4) 支払われた割増賃金の平均額 | 1 企業当たり 943 万円、労働者 1 人当たり 13 万円 |



監督指導の対象となった企業では、その監督指導のもと、定期的にタイムカードの打刻時刻やパソコンのログ記録と実働時間との隔たりがないか確認するなど、賃金不払残業の解消のためにさまざまな取組を行い、改善を図っているようです。

厚生労働省では、引き続き、賃金不払残業の解消に向け、監督指導を徹底していくとのことです。

今回公表されたのは平成28年度の是正結果ですが、この頃から、働き方改革、長時間労働の是正、労働時間の適正把握などへの関心が高まっていました。そんな中、賃金不払残業に関する是正企業数などは減少していません。

このような結果になったのは、実質的に賃金不払残業が増えたということではなく、監督指導・是正指導が厳しくなった結果だと思われます。

たとえば、次のような些細な時間が積み重なって、多額の不払い残業代になった事例も紹介されています。

